5　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第六号
文部科学省令第

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（令和八年内閣府・文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第三号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○内閣府令
厚生労働省令第十四号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和八年八月七日から施行する。

5　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。